

令和4（2022）年度第2回みよし市介護保険運営審議会

地域包括支援センター運営協議会 会議録

附 属 機 関 等 の 名 称	令和4(2022)年度第2回みよし市介護保険運営審議会、地域包括支援センター運営協議会		
開 催 日 時	令和5（2023）年1月17日（火） 午前10時30分から午前11時30分まで		
開 催 場 所	みよし市役所 6階 601・602会議室		
出 席 者	宮本会長、成瀬副会長、加藤委員、石川委員、木戸委員、新谷委員、長谷川委員、鈴木委員、中村範親委員、三浦委員、長沼委員、中村美佐子委員、竹村委員 (事務局) 深津福祉部長、岡田福祉部次長、深谷長寿介護課長、杉浦長寿介護課副主幹、押領司長寿介護課副主幹、松浦長寿介護課主任主査、近藤長寿介護課主任 (地域包括支援センター代表) おかよし：山下、きたよし：鈴木、なかよし：棚澤、みなよし：近藤		
次 回 開 催 予 定 日	令和4（2022）年度開催予定なし		
問 合 せ 先	長寿介護課 担当者名 杉浦、押領司 電話番号 0561-32-8009 ファックス番号 0561-34-3388 choju@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文	要約した理由	—
審 議 経 過	別紙のとおり		

令和4(2022)年度第1回 みよし市介護保険運営審議会、みよし市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	令和5（2023）年1月17日（火）午前10時30分から午前11時30分まで
場 所	みよし市役所 6階 601・602 会議室
次 第	1 会長あいさつ 2 協議事項 （1）みよし市介護保険運営審議会 第9期介護保険事業計画の策定について【資料1-1、1-2、1-3】 （2）みよし市地域包括支援センター運営協議会 令和5（2023）年度地域包括支援センター運営方針について【資料2】 3 その他

【開会】

事務局（長寿介護課 深谷課長）

只今から第2回みよし市介護保険運営審議会、地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

礼の交換をさせていただきますので、ご起立をお願いします。

「礼」 ご着席ください。

私は、司会進行の長寿介護課長の深谷です。よろしくお願いします。

ここで、資料の委員名簿をご覧下さい。今回の審議会から、所属団体の申出により、お二人の委員の交代があります。名簿番号6番の民生児童委員代表 木戸雅俊（きどまさとし）様と名簿番号14番の工業経済会長の竹村勉（たけむらつとむ）様です。委嘱期間は前任者の残任期間で令和6年5月31日までとなりますので、よろしくお願いします。お二方におかれましては、委嘱状をお手元にご用意させていただきままでのご確認下さい。

なお、本日、豊田加茂医師会代表の宇田哲也様におかれましては、ご都合により欠席されております。

それでは、ここで宮本会長から、ご挨拶をいただきたいと思います。

宮本会長

昨年の暮れから10日間コロナで監禁状態でした。近場の人聞いてみると、私は1回目、私は2回目、3回目など、そういう調子ですさまじい勢いでコロナが広がっていると感じます。奇しくも世界的なベストセラーで、コロナの問題と人生100年設計というテーマで本が出ており、読んで考えを新たにしなければと思いました。新しいソーシャルディスタンスは介護保険のあり方にも微妙に影響を与えてくると思いますが、これからの中護保険、適切な距離を置きつつも適切なケアを提供できる体制を組むこと、社会が進化していくことと、多くの人が100年を人生の目標にして生きていくという点で、介護保険の責任というか守備範囲が大きくなっていくと思い、感慨深く読みました。第9期となる新しい計画の策定に邁進していきたいと思います。よろしく

お願いします。

深谷課長

ありがとうございました。

これより審議会・協議会の議事の進行は宮本会長にお願いいたします。

なお、本日の出席者は、13人で、全委員の半数以上の出席がございますので、会議は成立していることを、ご報告申し上げます。

宮本会長

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。委員の皆様方のご協力をお願いします。

では、次第の2、協議事項（1）「みよし市介護保険運営審議会」の案件であります、「第9期介護保険事業計画の策定について」を事務局より説明をお願いします。

事務局

長寿介護課副主幹の杉浦です。よろしくお願ひいたします。

第9期介護保険事業計画の策定について説明いたします。

令和5年度に、令和6年度から令和8年度までの計画である第9期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画を策定する予定であり、本年度はその基礎資料となる、高齢者等の必要なニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施します。

お手元の資料1-1をご覧ください。「1 介護保険事業計画について」、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業計画を策定することとなっております。

(2)「市町村介護保険事業計画」について、介護保険法第117条において、日常生活圏域を設定し、各年度の介護給付等対象サービスごとの見込み量、各年度における必要定員総数、各年度の地域支援事業に要する見込み量を算出し、介護保険料を設定するとともに、介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの提供基盤を計画的に整備するための目標を示すものと定められております。

ここで、「2 第9期介護保険事業計画の策定スケジュール」について、4ページの資料1-2をご覧ください。

こちらは令和4年7月時点において国が示したスケジュールになります。表の左側が市の役割となっております。本年度において、アンケート調査を実施し、来年夏ごろ決定される予定の国の基本指針に基づき、アンケート調査の分析をもとにサービス見込み量及び保険料の仮設定をします。その後、都道府県との調整、パブリックコメントを実施して令和6年2~3月ごろに計画を決定、令和6年度から計画を開始する予定となります。

続いて、資料の2ページにお戻りください。「2(2)介護保険運営審議会の今後のスケジュール」の予定です。こちらは、第8期計画策定の際のスケジュールを基に作成しております。来年度については計画策定年となりますので、7月以降、5回にわたり、こちらの審議会において審議を行っていただく予定としております。

次に、「3 ささえ愛みよし 2 1（第 9 期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画）策定業務委託について」ですが、今回の計画策定におきましては、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所というコンサル会社に協力をいただきます。2か年継続事業として契約しましたので、アンケート調査の実施・分析から計画案の作成まで、一括してお願ひさせていただく形になっています。担当職員の方がお見えですので、紹介させていただきます。株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 都市計画事業部 主任研究員の福嶋さんです。よろしくお願ひします。

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所（福嶋）

よろしくお願ひいたします。

事務局

続いて、資料 3 ページの「4 計画策定のためのアンケート調査の実施方法」を御覧ください。

(1)は、今回調査の概要です。今回の調査は高齢者一般・要支援認定者等、在宅の要介護認定者、在宅の要介護認定者を介護する家庭介護者、若年者一般、サービス提供事業者、ケアマネジャーに対し実施します。

①一般高齢者、要支援認定者については、要支援認定者 483 人、介護予防・日常生活支援総合事業対象者 100 人、一般高齢者 1,017 人の計 1,600 人に対して実施する予定です。このアンケートは無記名で、誰かを特定することなく実施します。

②要介護認定者については、前回同様、在宅の要介護認定者を対象としており、令和 4 年 11 月 30 日現在における要介護認定者 1,615 人のうち、在宅で介護を受けている方 918 人が対象となります。ちなみに前回調査では、754 人が対象でした。

この調査については、無記名で行いますが、通し番号をつけて回答者を特定する形になります。これについては国が分析ツールの「見える化システム」というものを公開しており、こちらに情報登録をする際にこの人がどれだけのサービスを使っているかといった詳細な情報を入力する必要があります、人を特定してどういうサービスを使っている人かを把握できるようにして実施します。

③家庭介護者についても、前回同様、対象者は在宅の要介護認定者を家庭で介護している人です。ただ、今回は調査票を別に設けることにより、介護される人・介護する人それぞれの本音を回答いただけるものと期待しています。

また、後ほど、説明させていただきますが、ダブルケアラーなどが昨今話題となっていることもあり、介護する人の実態把握のための調査項目を追加しています。

④若年者について、前回同様、40 歳から 64 歳までで、要支援・要介護認定をうけていない人で無作為抽出による 900 人、母数は 22,162 人になります。こちらを対象に調査を実施します。こちらの調査は無記名・非特定とし、回答率向上を期待しております。こちらにつきましては、若年者の健康状態、介護保険制度の認知度、意識調査、また、実感はないかもしれません、40 歳以上 64 歳までの人は医療保険料に介護保険分が含まれ、介護保険制度を支えていただいているます。

⑤介護サービス事業者について、前回同様、市内外事業所、市内は全事業所・市外につきましては 9 月の給付実績が 5 件以上あった事業所としております。150 の黒丸になっていますが、精

査しましたところ、160事業所、市内全63事業所・市外97事業所となる見込みです。

市内外でみよし市の介護保険事業に携わりご尽力いただいている事業所を対象に、次期計画策定に合わせ、現状や要望を伺い、介護人材の確保・定着等に向けた施策の検討を行っていきます。

回答については電子メールも可（郵送併用）としており、市内事業者は共通のネットワーク内掲示板への掲載も行い、回答率の向上を図ります。

⑥ケアマネジャーについて、前回と概ね同様に市内外事業所、市内全ケアマネ、市外は9月の給付実績が概ね5件以上の事業所所属のケアマネジャーに実施します。こちらの人数は100人しておりますが、精査したところ80人、市内全ケアマネジャー42人、市外が38人です。

市内外でみよし市民の居宅介護サービス計画を作成されているケアマネジャーを対象に、次期計画策定に合わせ、現状や要望を伺い、介護人材の確保・定着等に向けた施策の検討を行います。送付先は、9月のみよし市の給付実績が概ね5件以上の事業所としています。

こちらにつきましても、事業所同様に回答は電子メールも可とし、市内事業者は共通のネットワーク内掲示板への掲載も行ってまいります。

なお、資料3ページの（1）の表中、①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と④若年者調査につきまして、郵送によらず、スマートフォンやパソコンでWebによる回答も受け付けられるようにして、回答率の向上を図ります。

なお、欄外※印に記載しておりますとおり、調査対象人数は令和4年11月30日現在の見込みの数字、要介護認定者、要支援認定者、総合事業対象者数等につきましては、令和4年12月31日現在の件数に修正して発送する予定です。

また、国が配布する分析ソフトへの入力及び分析が推奨されているため、②・③のアンケートにつきましては無記名ではありますが、各個人を番号で特定できる形式により実施をします。

以上①から⑥までの合計件数3,658件あまりを調査対象件数としてアンケートを実施します。

続きまして「(2)スケジュール」を御覧ください。令和5年2月下旬までを回答期限として、令和5年2月中旬に対象者へ調査票を発送し、令和5年2月末から集計業務を開始します。令和5年3月下旬には、集計・調査結果の報告を受け、4月の新年度以降、調査の詳細分析を行い、第8期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画の策定にあたっての基礎資料とします。

続いて、5ページ、資料1－3ですが、実際のアンケートの調査票の案については、本日机上に配布させていただきました、別添のクリップ留めの資料になります。

本来であれば事前にお送りし、一度お目通しいただきたいところでしたが、調査票の調整に時間を要したことと、区別できるようにさせていただきましたが、ご覧いただくとアンケートの回答選択肢欄を網掛けで塗りつぶした項目とそうでない項目に分けています。

これにつきまして、資料5ページの①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にあたるものが、調査票の一番下に「一般高齢者・要支援」と記載しているもので、資料5ページの②在宅介護実態調査にあたるものが、調査票の一番下に「要介護認定者（在宅）」と記載しているもの、資料5ページの③家庭介護者調査にあたるものが、調査票の一番下に「家族介護者」と記載しているものになります。

これら3つの調査は、国が配布する分析ソフトへの入力及び分析が推奨されていることもあり、国が調査を実施するにあたり、必須あるいは選択項目として指定されている調査項目があります。

これらについては、経年比較もあることから、前回同様に調査させていただく項目となりますので、先ほどご覧いただきました調査票で、網掛けのある部分が国の必須・選択項目もしくは前回調査でも実施しており今回も同様に実施する項目となります。網掛けのない部分は、今回新たに調査項目として設定しているものとなりますので、今回皆様にご覧いただき、ご協議いただければと思います。

調査票毎にご説明させていただきますと、一般高齢者・要支援と記載のある、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のアンケートでは8ページの、問19・問20に情報通信機器の利用状況を問う設問を入れています。続いて同じ資料の12ページです。問8でコロナ感染症の影響について質問を加えています。続いて問9から問12まで、本市においても力をいれている人生会議（ACP）とエンディングノートに関する質問を4項目、新規にとりいれました。13ページ以降、網掛けがありませんが、これらは従来から市独自に調査させていただいている調査項目となり、経年比較のため、このまま調査を実施したいと考えております。ですので、13ページの問12までのところが、今回新たに入れる質問となります。

続いて一括して新たに追加する質問についてご説明します。

在宅介護実態調査になります。要介護認定者（在宅）の記載のある調査票です。

こちらも、国の必須・選択項目と市独自の経年比較のための調査項目以外で新規となる調査項目は、最終ページ、8ページの問14～17、人生会議（ACP）とエンディングノートに関する質問を4項目となります。これ以外は必須、選択、もしくは経年比較のための質問となります。

続いて、調査票の下に家族介護者と記載のある調査票です。4ページ以降になりますが、問8～問11と問13～問15で、介護する人の実態把握のための調査を入れております。これらは、ここ数年、「育児と介護」や育児と介護だけでない多重介護といった問題が取り沙汰されており、市議会においても何度か一般質問にあがっております。そうしたことがありまして、介護する側に視点をあてた実態把握のための調査項目として新たに追加した項目です。

また、問12ではコロナ感染症の影響について入れております。資料6ページ問17～20では、ここでも人生会議（ACP）とエンディングノートに関する質問4項目を新たにとりいれております。問20につきましては、経年変化を見るための質問となります。

以上が国の分析ツールに結果を登録する調査となります。

次の3つの調査、若年者調査、サービス提供事業者調査、ケアマネジャー調査になりますが、これらは国が配布する分析ソフトへの入力及び分析が推奨されているものではありませんが、従来、本市においては計画策定のアンケート調査に合わせ、実施してきた調査になります。

よって、国の必須・選択項目はありませんが、過去からの傾向や変化を把握する経年比較のため、前回と同じ調査は網掛けを付け、新たな項目は網掛けなしとしております。

はじめに、若年者調査になります。調査票の下に「若年者」と記載されているものです。こちらの5ページ、問5でコロナ感染症による変化、問6～問9は人生会議（ACP）とエンディングノートに関する質問。6ページの問2、7ページの問3で情報通信機器関連の質問を入れています。

次いで、サービス提供事業者調査、調査票には右上に介護事業所と、四角でくくって表記しております。こちらで新たに加わった調査項目として、4ページ、問11は前回調査では記述式だっ

た回答を選択式に変更し、回答者の負担軽減を図りました。つづいて、網掛けが区別つきにくいですが、5ページの問13～問15が新規の項目で、以前から大きな問題となっている介護人材不足関連の項目を取り入れました。介護事業所へのアンケートの変更点は以上となります。

最後に、ケアマネジャー向け調査ですが、問2・問4の2項目を追加し、介護人材関連の項目としています。続いて、1ページ問5、問11・問12・問15・問18・問19は、記述式だった回答欄を選択式にして回答負担軽減や、選択肢の項目の整理をするなど、変更しています。

網掛けのないところが今回変更するところとなりますので、ご覧いただき、お気づきの点があればご意見をいただければと思います。また、別の資料でA3でイラストの入った両面資料をつけております。これは、アンケート調査に同封し、介護保険のサービスとして上がっているメニューについて、どういうものかがアンケート調査票だけではわからない方もあるかと思い、説明用としてつけるものです。お配りしたのは前回調査の時のものになり、番号などがあつていませんが、今回の調査に合わせて修正し、アンケートと一緒に送付して選択肢を選ぶ際の参考としていただくものです。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

宮本会長

今の説明について、ご意見・ご質問はありますか。たくさんですのでいろんな角度から検討が必要になります。この点はどうかというようなご意見等はないでしょうか。アンケート用紙は委員の皆さんには、今日初めて配付されるでしょうか。

事務局

本日初めての配付となります。

宮本会長

急に言われて困るという方もいらっしゃるかもしれません、それぞれで日頃思われていることと照らし合わせてでも構いませんので、何か質問事項等はないでしょうか。

成瀬副会長

アンケート用紙の話ですよね。今見せていただいて、新たに取り入れられた項目としてACPやコロナ関連がありますが、事業者に対してはそれらが入っていません。今の状況を考えると、介護サービスにコロナウイルスがかなり影響を与えていると思いますので、本来なら国がこういう調査にモデルとして入れるべきかもしれませんが、市としてもどんなことに皆さんが困っているかを把握するデータとして必要だと思います。またケアマネジャーがACPを知らないということはないでしょうが、やはり入れておく方がよいと思います。3点目として、経済状況です。今介護事業所がかなりつぶれている状況があり、コロナの問題で利用者の需要が減っているということと、今の経済状況でインフレーションがこれから加速していくだろうということを含めて、そのあたりも介護保険の領域を外れるかはわかりませんが、少し考えてください。以上です。

会長

大きな課題をご指摘いただいたように思います。今のご指摘について事務局から何かありますか。

事務局

介護事業所とケアマネについてですが、案を見ていただくと一番後ろのところで、特に介護事業所では1ページ余裕があります。ケアマネジャーについてもレイアウト調整によって質問を追加することは可能だと思われますので、今副会長からご指摘のあったコロナ関連の影響とA C P、エンディングノート、及び経済状況についての質問項目を入れるようにしたいと思います。

会長

その結果は皆さんにお示しいただけますか。

事務局

できた段階で皆さんにお送りいたします。

会長

よろしいでしょうか。他にご意見等はないですか。

中村委員

介護事業所用のものですが、5ページの新しいところで、問14の業務を行う上での不足している人数については、最低基準はみなクリアしていると思いますので、何を答えとして求めたいかということをお聞きしたいです。より良いサービスの為にという意味合いでどうか。

事務局

定員というか必要数は確保されているはずですので、より良いサービスの為にということです。

中村委員

加算は取れますし、加算をとりたければ人の配置がということがあるので、落としどころというか、何を求めるかで質問の聞き方があると思います。質の問題ということですね。

事務局

質問を検討します。

中村委員

問7で文字が欠けています。

事務局

文字が隠れてしまっています。こちらは修正いたします。

会長

他にご意見等ないでしょうか。

長谷川委員

同じく介護事業所のアンケートの問12ですが、例えば2番のサービス提供マニュアルの作成はとても大事だと思いますが、作成してそれをどう活用しているかとか、3番の満足度調査をじっしして、その結果をどう利用しているかとか、8番の情報交換会への参加をした結果がどのように役立っているかというような点も必要ではないかと思います。選択肢で答えるのか、自由記述にするのかということはありますが、何かやった結果、サービス向上のためにいろいろやることは大事だと思いますが、その結果、どんな効果があったのかということも把握した方がよいのではと考えています。

会長

どこまで踏み込むかというあたりのところですが、いかがですか。

事務局

以前は空欄で記述式でしたが、あまり回答いただけなかったり回答負担が大きかったため、例示としての選択項目としています。簡単に答えられる方は選択肢を選ぶだけになりますが、その選択肢の後に括弧をつけるなどして、記述式をプラスするような形で解答欄を整理できればと考えます。いかがでしょうか。

長谷川委員

マニュアルなども作って終わりではないので、次のサービス向上につなげるためのデータが得られるのであればどんな形でもよいと考えます。

会長

この件について、他の方はご意見ありますか。この質問については、項目を挙げることで答えやすくなつたということだと思いますが、さらに質問項目を加えるということでしょうか。

長谷川委員

付け加えるというか、私の感覚でありがちなのだが、マニュアルを作つてどう活用されているのか、作ったところで力尽きるようなこともあるかと思います。経験の範囲内ですが。

鈴木委員

効果までアンケートにすると複雑になると思います。問21で自由記述があるので、そういうと

ころを活用して書いてください、ということで、効果について記述があればという形の方が、煩雑になりすぎないので私は思います。

会長

踏み込みすぎると、調査全体のバランスが崩れる可能性があると思います。少し事務局でもんでいただいて、バランス調整も含めて踏み込み方をご検討いただくということでどうでしょうか。

事務局

今のご意見を参考に検討します。

会長

個別の事業所の質の改善として共通のテーマだと思います。少しご検討ください。他に質問はありますか。無いようでしたら、次に進めていいでしょうか。それでは協議事項2に進みます。協議事項の（2）「みよし市地域包括支援センター運営協議会」の案件であります、「令和5年度地域包括支援センター運営方針について」を事務局より説明をお願いします。

事務局

長寿介護課近藤から説明いたします。

最初に、資料を机上に配布いたしましたものに差し替えをさせていただきたいと思います。令和5年度地域包括支援センター運営方針案としているA4で両面刷りのものと、A3で両面刷り、資料2-2と書いてあるものをご覧ください。

それでは、令和5年度地域包括支援センター運営方針について説明します。

地域包括支援センター運営方針とは、介護保険法に基づき市町村が地域包括支援センターの適切な運営を促すために作成することとされているもので、本市では状況の変化等に適切に対応するため毎年度内容の見直しを行っております。これから令和5年度の運営方針について、令和4年度のものからの変更点を中心に説明させていただきます。

変更点の資料として、お手元の資料2-2、新旧対照表をご覧ください。今回の運営方針の改定では、変更点が1点と追加の内容が4点あります。追加の内容とは、昨年度のこの運営協議会で議論いただきました地域包括支援センターの事業評価の方法を、国が作成した評価項目を採用することに変更したことと伴い、その評価項目内で方針として示すべきものとされている内容を4点追加しています。この改定により国が作成した評価項目の当該内容はクリアすることになります。

それでは詳細を説明させていただきます。まず、「(6) の個人情報の保護」についてです。この項目は1点の変更と1点の追加内容があります。まず変更点について説明します。個人情報の保護に関する法律の改正が行われました。施行日が令和5年4月1日からということで、根拠法を従来は個人情報保護条例となっていたものを、個人情報保護法に変更するものです。従来の個人情報保護法では、地方自治体が対象として含まれておらず、各自治体が個別に条例を制定して対応するのが個人情報保護法制の体系となっていましたが、今回の個人情報保護法の改正によ

り、法で一元的に対応することとされましたので、4月1日の施行以降は、法に基づく保護を行うため、変更します。なお、条例から法に変わりましても、保護の内容に変更はありません。

続いて、追加する内容について説明いたします。令和4年度までの個人情報の項目には、適正に管理し、保護するところまでの記載でした。ここに、令和5年度からはこれに万が一漏洩した場合の対応方針を明記することが求められておりますので、改正案にその内容を明記するものです。

続いて、2点目の追加の内容です。「(9) 苦情対応」の項目です。ここには、苦情内容を職員間で共有し、改善を行うところまでを明記することとされているため、必要な改正を行うものです。

続いて、3点目です。総合相談支援業務の項目に追加する内容です。この項目は、私の説明後に委員の皆様から御意見等をいただきたい内容です。

総合相談として相談対応するケースについて、相談を終結とする条件を明記するものです。案として記載させていただいているものは、国が標準として作成した終結条件になります。多くの自治体が国の標準の条件において終結条件としておりますので、事務局案とさせていただきました。この条件にもう少し加えた方が良いものや修正が必要な点等ありましたら、御意見くださいますようお願いします。

続きまして、最後の追加の内容は、地域包括ケア推進事業の項目です。地域包括ケア推進事業というものは複数の会議体からなる事業になりますが、各会議が持つ機能、構成員、年間の開催回数を明記する必要がありますので、それらを加えるものです。必要な機能につきましては、別紙2で図示している資料がありますので参考ください。

改正点等に関する説明は以上になります。先ほど説明の中で触れました終結条件の所を中心にご意見いただけるとありがたいです。よろしくお願ひいたします。

会長

それでは、ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問はありませんか。法的な変更という認識でいいでしょうか。

成瀬副会長

個人情報保護の件ですが、想定としてはいろんなところで起こっているネットワークを介したハッキングの問題でしょうか。

事務局

そこの問題については市がパソコン等を管理していますので、特段包括支援センターに求めるこではありません。

成瀬副会長

個人情報は別に地域包括支援センターのみかはわかりませんが、日常的にメールのやり取りだとか、普通のパソコンでやっていると思います。市が管理しているパソコンを使っているでしょうが、そこから漏れることは想定しているのでしょうか。

事務局

それも含めて、個人情報が漏洩した場合の対応です。

成瀬副会長

今回は漏れたときの手続きとしてはそれでいいでしょうが、事業所の負担は結構なものだと思います。そのための対策を打っていく場合などは。それは皆さん大丈夫でしょうか。ネット経由でハッキングが起こる前提で各事業所は運営しているでしょうか。起きた時には開示するわけですが、こういう経緯でハッキングされて利用者の名前が流出したといったことが普通に起こることだと思われます。それは、みなさん各事業所は大丈夫でしょうか。少なくとも、最新のソフト、最新のバージョンでウイルス対策を進めていくことを考えなければなりません。私からはコメントにとどめます。

会長

個人情報の保護に関するトラブルとしていくつか事例とあるでしょうが、古典的な問題をここできちんとしておこうということだと思います。情報の漏れというご指摘でしたが、具体的に事件があったでしょうか。

事務局

具体的にはこれまで起きていなかと思うのですが、例えばネット経由で情報が洩れるといった難しい個人情報の漏洩が今後想定されていくので、ここで書くことによって、市が事業所にだけ責任を負わせるのではなく、市も責任を持って一緒に考えていくということをしっかりとやつていかなければならぬと思っています。

会長

事業所だけではなく市役所もということですが、責任という言葉は独り歩きしますが、具体的に、例えばU S Bメモリを落としたとかハッキングを受けたとか、具体的なケースを挙げながら、具体策を示しながら書いていく必要があるような気がします。文面としてはこれでいいでしょうが。

事務局

運営方針の中でどこまで書くかということがありますので、個人情報の保護についてはまた別で事業所としっかり話をていきたいと思います。

会長

ケアマネジャーからのご意見も取り入れながら、より分かりやすく具体的書く必要はあると思います。他に運営方針についてご質問、ご意見はありますか。他に無ければ、今日の会議全体を通して、何か言い忘れた、あるいは言っておきたいことがあればお願ひします。少し大きな課題

をまとめた問題ですが、計画ですので、大きく議論していただくといいと思います。言い忘れたことなどないでしょうか。よろしいでしょうか。それでは他にご意見が無いようですので、協議事項は以上となります。ありがとうございました。

アンケート調査と包括支援センター運営方針につきまして、基本的には委員の皆様からいただいたご意見を反映して修正することとし、修正内容については、あまり自信はありませんが私にご一任いただくということでご承認いただくものとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

会長

大変な作業ですが、皆さんよろしくお願ひいたします。それでは次第「その他」について事務局からお願いします。

事務局

「その他」になりますが、計画策定スケジュールの説明にもありました。来年度は5回の会議が予定されています。皆様お忙しい中恐縮ですが、計画策定に向けご協力をお願いします。策定に当たっての次回の会議日程ですが、7月11日（火）午前10時30分からを予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長

皆様のご協力で実りある協議ができたと思います。ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局

宮本会長ありがとうございました。最期に礼の交換をしたいと思います。

「一同、礼。」

【閉会】

以上